

佐世保公園アーバンスポーツパーク（仮称）ワークショップ 参加規約

第1条（目的） 本規約は、佐世保市（以下「主催者」という。）が主催する「佐世保公園アーバンスポーツパーク（仮称）ワークショップ」（以下「本イベント」という。）において、参加者および関係者が安全かつ円滑に議論を行い、目的を達成するために定めるものである。

第2条（同意） 本イベントへの参加申込を行った時点で、参加者は本規約のすべての記載内容に同意したものとみなす。

第3条（禁止事項） 参加者は、本イベントにおいて、以下の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 進行妨害行為

- ア 主催者、進行役、または他の参加者の発言を遮る行為。
- イ 議題と無関係な発言を繰り返す、大声を出す、執拗に質問を続けるなど、円滑な運営を著しく阻害する行為。
- ウ 正当な理由なく、許可のない離席や徘徊により、他の参加者の集中を削ぐ行為。

(2) 迷惑・ハラスメント行為

- ア 他の参加者、主催者職員、講師、進行役等に対する誹謗中傷、威嚇、暴言、暴力行為。
- イ 特定の個人や団体を差別・攻撃する言動および行動。
- ウ 本イベントと無関係な事象への執拗な勧誘行為、政治活動、宗教活動、営業活動。

(3) プライバシー侵害・情報保全違反

- ア 主催者の許可なく本イベントの様子を録音、録画、または撮影する行為。
- イ ワークショップ内で知り得た個人情報や非公開情報を、許可なく第三者に漏洩、またはSNS等へ公開する行為。

(4) その他

- ア 酒気を帯びた状態での参加。
- イ 反社会的勢力（暴力団員等）に該当する者の参加。
- ウ その他、主催者が不適切と判断する行為。

第4条（違反時の対応・退室措置）

- 1 主催者は、参加者が前条各号のいずれかに該当する行為を行った場合、当該参加者に対して口頭による注意を行う。
- 2 前項の注意に従わず、行為が改善されない場合、主催者は当該参加者に対して退室を命じることができる。この場合、当該参加者は速やかに会場から退去しなければならない。
- 3 暴力行為や著しい威嚇行為など、緊急性が高いと判断される場合は、第1項の規定にかかわらず、事前の注意なく直ちに退室を命じ、必要に応じて警察へ通報することができる。
- 4 本条の規定により退室を命じられた場合、以後の再入室は認めない。

第5条（今後の参加制約）

- 1 主催者は、前条の規定により退室を命じられた者、または過去に著しい迷惑行為を行った者について、今後の本イベントおよび関連するイベントへの参加を拒否し、または参加資格を取り消すことができる。
- 2 前項の措置をとる場合、主催者は対象者に対し、書面または電子メール等によりその旨を通知するものとする。

第6条（免責事項）

- 1 参加者同士のトラブルによって生じた損害について、主催者は一切の責任を負わない。
- 2 本イベント中の怪我、持参品の紛失、盗難および破損について、主催者に故意または重大過失がある場合を除き、主催者は責任を負わない。
- 3 天災、荒天、感染症の拡大等の不可抗力により、イベント内容の変更や中止が生じた場合、主催者はこれによる損害賠償責任を負わない。

第7条（個人情報の取り扱いおよび広報利用）

- 1 主催者は、本イベントの実施にあたり、広報および記録を目的として、写真および動画の撮影を行う。
- 2 撮影した写真および動画等は、佐世保市の広報活動（市ホームページ、SNS、広報紙、報告資料等）に使用する場合がある。

附則

本規約は、令和8年2月1日から施行する。